

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	808	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	原子爆弾被爆者に対して必要な医療の給付を行う場合に必要な厚労大臣の認定権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県【共同提案】和歌山県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

原子爆弾被爆者に対して、必要な医療の給付を行う場合に必要な厚生労働大臣による認定権限を都道府県へ移譲すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

被爆者が、原子爆弾の傷害作用に起因した負傷等により、必要な医療の給付(医療特別手当)を受けるには、厚生労働大臣による認定が必要である。

【支障事例】

認定に際して、都道府県を経由して国に申請を行うこととなっているが、当県申請件数は過去5年間で200件にも及び、また国審査にも半年程度の時間を要している。

【制度改正の必要性】

高齢化が進んでいる被爆者の状況を考慮すると、速やかな審査が必要であると考えられることから、都道府県へ移譲することにより審査事務の迅速化を図ることが必要である。

根拠法令等

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第10条、第11条、第24条、第25条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	160	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止				
提案団体	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省、経済産業省				

求める措置の具体的内容

中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていることによるもの。現在、中小企業等に対する従業員の処遇や環境改善促進のための助成制度の中で当該認定を条件としている助成金は、事業主団体を対象としたもの1件しかなく、従業員の処遇改善等に関する国の政策において、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。

改善計画の認定を条件とする助成制度が減ったことに伴い、本県に改善計画を提出する企業等もほとんどなくなっている。

【支障事例】

当該計画の認定が助成金申請要件となっている場合の手順は次のとおりで煩雑。

- ①企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるか、労働局に相談する。
- ②企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。
- ③都道府県は、国が定める認定審査基準等に照らして認定するか否かを判断する(場合によっては、あらかじめ国に協議し同意を得る必要がある)。
- ④都道府県から認定通知を受領した後、企業等は、国の定める日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。

【効果】

改善計画に係る都道府県の認定事務を廃止し、改善計画の項目のうち必要なものを助成金受給資格認定申請書に追加することで、企業は、上記の②の手続が不要となり、企業等の負担が軽減され、助成金を活用して雇用環境の改善を図る企業等が増加する可能性がある。

②、③がなくなることで、事務の簡素化が図られるとともに、企業等は、労働局への申請までの時間短縮を図ることができ、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくなる。

根拠法令等

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	241	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省、経済産業省				

求める措置の具体的内容

中小企業労働力確保法に基づき事業主が雇用管理を改善するために策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

法における支援措置(助成金)を国(労働局・ハローワーク)へ申請する要件として、知事の改善計画の認定が義務付けられているが、助成金受給の際には、別途国へ申請が必要であり、申請者に大きな負担となっている。具体的には、計画認定の申請書類7種類のうち4種類が助成金受給の申請書類と重複している。

【懸念の解消策】

改善計画の認定は、助成金受給の要件のほか、中小企業信用保険法等の特例の要件にもなっているが、現実には、改善計画の認定後に助成金受給以外の支援を活用した事例はなく、支障はないと考える。

根拠法令等

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	961	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省、経済産業省				

求める措置の具体的内容

中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていることによるもの。
当該計画の認定が助成金申請要件となっている場合の手順は次のとおりで煩雑。
①企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるか、労働局に相談する。
②企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。
③都道府県は、国が定める認定審査基準等に照らして認定するか否かを判断する(場合によっては、あらかじめ国に協議し同意を得る必要がある)。
④都道府県から認定通知を受領した後、企業等は、国の定める日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。
改善計画に係る都道府県の認定事務を廃止し、改善計画の項目のうち必要なものを助成金受給資格認定申請書に追加することで、企業は、上記の②の手続が不要となり、企業等の負担が軽減され、助成金を活用して雇用環境の改善を図る企業等が増加する可能性がある。
②、③がなくなることで、事務の簡素化が図られるとともに、企業等は、労働局への申請までの時間短縮を図ることができ、事業実施期間開始予定までのスケジュールをたてやすくなる。
現在、中小企業等に対する従業員の処遇や環境改善促進のための助成制度の中で当該認定を条件としている助成金は、事業主団体を対象としたもの1件しかなく、従業員の処遇改善等に関する国の政策において、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。
改善計画の認定を条件とする助成制度が減ったことに伴い、本県に改善計画を提出する企業等もほとんどなくなっている。

根拠法令等

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	163	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止				
提案団体	鳥取県、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていたためであるが、現在、当法律に基づく支援策のうち当該認定を条件としているものはなく、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。

当該計画の認定を条件とする国の助成金がなくなったことに伴い、本県への当該改善計画の認定申請は、平成23年度以降実績がない(全国的にも同様と推測)。

【効果】

当該認定を条件とした支援策が新たに創設された場合においても、助成金の受給資格認定申請を行う前に、下記②及び③の手続きが必要となることから、既存の助成制度と同様、当該改善計画の認定を条件としないことが、企業等にとって負担軽減になる。

- ①企業等は、改善計画が助成金の対象となるか、労働局に確認
- ②企業等は、都道府県に対して、改善計画の認定申請を行う
- ③都道府県は、申請内容を確認し、認定手続等を行う。
- ④企業等は、定められた期日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。

根拠法令等

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第3項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	242	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき事業主が雇用管理を改善するために策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

介護労働者の雇用管理の改善を促進するために設けられた助成金制度が平成22年度末に廃止されており、認定制度が形骸化している。(助成金制度廃止後に改善計画の認定申請が行われた例はない。)
助成金制度廃止前は、法における支援措置(助成金)を国(労働局・ハローワーク)へ申請する要件として、知事の改善計画の認定が義務付けられていたが、助成金受給の際には別途国へ申請が必要であり、二重に手続きすることとなり、申請者に大きな負担となっていた。当該認定を要件とした支援策が新たに創設された場合においても、都道府県が計画認定を行い国(各地方労働局)が助成金等窓口になるのは企業の負担となるため、避けるべきである。

根拠法令等

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第3項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	960	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていたためであるが、現在、当法律に基づく支援策のうち当該認定を条件としているものはなく、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。

当該計画の認定を条件とする国の助成金がなくなったことに伴い、本県への当該改善計画の認定申請は、平成23年度以降実績がない(全国的にも同様と推測)。

当該認定を条件とした支援策が新たに創設された場合においても、助成金の受給資格認定申請を行う前に、下記②及び③の手続が必要となることから、既存の助成制度と同様、当該改善計画の認定を条件としないことが、企業等にとって負担軽減になる。

- ①企業等は、改善計画が助成金の対象となるか、労働局に確認
- ②企業等は、都道府県に対して、改善計画の認定申請を行う
- ③都道府県は、申請内容を確認し、認定手続等を行う。
- ④企業等は、定められた期日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。

根拠法令等

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第3項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	484	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	労働条件、労働者の保護などに関する監督等の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

労働条件、労働者の保護などに関する監督等の業務を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

一般的に労働基準行政は産業行政ときわめて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、労働行政全般の事務権限移譲を求める。

現状において、都道府県では権限はないものの、労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。

国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。

根拠法令等

労働基準法第99条、第101条、第102条
労働安全衛生法第90条、第91条、第92条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	485	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	労働基準監督官が司法警察員として行う捜査等の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

労働基準監督官が司法警察員として行う捜査等の業務を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

一般的に労働基準行政は産業行政ときわめて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、労働行政全般の事務権限移譲を求める。

現状において、都道府県では権限はないものの、労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。権限を踏まえた司法警察官の業務自体は都道府県にはないが、他の労働基準行政と併せて当業務も国から都道府県に移譲されることにより、行政コストを削減することができる。

根拠法令等

労働基準法第99条、第101条、第102条
労働安全衛生法第90条、第91条、第92条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	486	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	社会保険労務士に関する監督等の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

社会保険労務士に関する監督等の業務を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

社会保険労務士は、厚生労働省所管の国家資格であり、その目的を「企業の健全な発達とそこに働く労働者の福祉の向上」とし、労働者及び使用者の両者に対して、「労働条件」、「労働安全衛生」及び「労働保険・社会保険等の手続きに係る事務」を行い、さらに「人事労務管理のコンサルティング」や「年金相談」も行うなど、広く労働基準行政を補完する役割を担っている。

また、今後増加が想定される個別労働紛争等への対応で「裁判外紛争解決手続(ADR)」における「紛争解決手続代理業務」もより幅広く行うべく、現在法改正も検討されている。

これらを総合的に勘案し、労働基準行政全般の都道府県への権限移譲を求めることと併せて、社会保険労務士の監督権限も都道府県に権限移譲することを求める。

現状において、国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、社会保険労務士は労働相談をはじめとした事業面でも都道府県の労働センターや労政事務所等と連携があり、他の労働行政と併せて都道府県が担うことで、効果的な事業展開にもつながる。

根拠法令等

社会保険労務士法第30条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	487	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	労働者災害補償保険法に基づく労災保険の認定・給付等の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

労働者災害補償保険法に基づく労災保険の認定・給付等の業務を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

労災に係る事務権限は、労働基準監督署が担っていることから、労働基準監督署そのもの及びこれに対する指導監督権限の移管を求めることに併せて、事務権限移譲を求める。
現状において国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策や建設土木施策との連携により、労災保険の効果的な認定・給付が可能となる。

根拠法令等

労働者災害補償保険法第49条の5

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	488	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	労働基準監督署の指揮監督の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

労働基準監督署の指揮監督権を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

労働基準監督署に対する指揮監督権限についても、一般的に労働基準行政は産業行政と極めて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、労働行政全般の事務権限移譲を求める。
現状において国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策との連携により、労働基準行政の効果的な指揮監督が可能となる。

根拠法令等

労働基準法第99条
安全衛生法第90条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	489	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)の移譲 ・雇用対策法 ・高齢者雇用安定法 ・障害者雇用促進法 等				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

各種法令(雇用対策法、高齢者雇用安定法、障害者雇用促進法等)に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

各種法令に基づいた事業主への指導権限(報告徴収・助言・指導・命令・勧告)については、事業主への支援や広報啓発活動を補完する業務であり、地域の実情を熟知した地方自治体に取り組むべきである。現状において、都道府県では権限はないものの、労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。そこで、都道府県で業務を担うことで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策との連携により、事業主への効果的な指導が可能となる。

根拠法令等

雇用対策法第7条、第9条、第10条
高齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条、第10条
障害者の雇用の促進等に関する法律第38条、第43条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	491	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)の移譲・男女雇用機会均等法・育児・介護休業法・次世代育成支援対策推進法・パートタイム労働法				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

各種法令(雇用対策法、高齢者雇用安定法、障害者雇用促進法等)に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都道府県では労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。各種法令に基づいた事業主への指導権限(報告徴収・助言・指導・命令・勧告)については、事業主への支援や広報啓発活動を補完する業務であり、地域の実情を熟知した地方自治体が取り組むべきである。

根拠法令等

男女雇用機会均等法第29条第2項
育児・介護休業法第56条
次世代育成支援対策推進法第12条第6項
パートタイム労働法第16条第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	492	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	紛争の解決に関すること(男女雇用機会均等法、パートタイム労働法に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停の事務)の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

紛争の解決に関すること(男女雇用機会均等法、パートタイム労働法に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停の事務)を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現状において、都道府県では労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。

現行の都道府県の事務(労働相談、雇用平等・仕事と家庭の両立、若者、高齢者、障害者等の就業支援、労働委員会における紛争処理等)と関連して考えることが可能であるため、さまざまな観点から紛争解決に向けて動くことが可能であるとともに、地域の実情や特性を踏まえた総合的で柔軟な対応が可能である。さらに、県行政の課題として取り上げることで、各種施策に生かすことも可能であることから、都道府県に権限を移譲するべきである。

根拠法令等

男女雇用機会均等法第17条、第18条
育児・介護休業法第52条の4、第52条の5
パートタイム労働法第21条、第22条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	563	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	地方に条例委任されている「普通職業訓練における職業訓練指導員の資格」が従うべき基準とされていることに対する規制緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

職業能力開発促進法第28条第1項により都道府県又は市町村の条例に委任された「普通職業訓練における職業訓練指導員の資格」に関する基準は、法と異なる内容を条例で定めることができない「従うべき基準」とされているが、地域の事情に応じて異なる内容を定めることができる「参酌基準」に緩和することを求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

普通職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準については、職業能力開発促進法施行規則（以下、「省令」という。）第36条の15及び省令第48条の3と省令46条により、一定の幅広い人材が普通職業訓練に関わることが可能となっているが、職業訓練指導員免許持たない高卒や中卒の実務経験者は、たとえ優れた実績を残していたとしても、普通職業訓練を担当することはできず、また、職業訓練指導員免許以外の公的資格所有者等が普通職業訓練を担当することができるものの、その範囲は限定的となっている。

こうした法の定めについては、職業訓練の質を保つうえでの必要性は認められるものの、技術革新の進展速度が加速していることや、それに伴い新たな技術的資格等が生まれる可能性もあり、今後は法の基準を参酌基準とし、都道府県や市町村が自ら職業訓練指導員免許資格所有者と同等な者を定めていく余地を設けることで、都道府県や市町村が主体的に、地域の事情を踏まえた効果的な訓練を、幅広い人材を登用しながら速やかに実施していくことが可能となる。

根拠法令等

職業能力開発促進法第28条第1項
職業能力開発促進法施行規則第36条の15、第46条、第48条の3

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	578	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	認定職業訓練助成事業費(運営費)における補助対象経費の算定基準の緩和				
提案団体	長野県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

算定基準第2の2で規定されている、補助金の交付対象となる訓練生の人数要件(5人)を撤廃し、1人でも訓練生がいれば、補助対象とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行制度】

職業能力開発校設備整備費等補助金は、事業主等が行う労働者の能力開発のうち省令で定める基準に適合する職業訓練を県が認定し、運営費等を補助することにより民間における職業訓練を振興するものであり、地域の企業が求める人材の育成にとって重要。この補助要件として、1訓練科当たりの訓練生が5人以上であることが必要であるが、普通課程では、これを満たさない場合でも概ね3年(特に必要な場合は5年)を目途に訓練生を確保できる見込があれば、この期間は補助対象とすることができる。また、訓練開始時に35歳未満の訓練生が3人以上いる場合も補助対象とすることができる。

【制度改正の必要性】

中小企業の新規雇用の抑制等により訓練生の確保は年々困難になってきており、本県では平成26年度に1訓練科が補助対象から外れることとなった。今後同様に多くの訓練科が補助対象外となる可能性があるが、訓練生が少ない訓練科では会費等の収入による運営は困難であり、補助対象外とされた場合、訓練科が休止又は廃止されるケースが懸念される。当該訓練は職場のOJTと組み合わせて実施されることから訓練科が休廃止されると訓練生が職場から通うことができなくなり、地域での職業訓練の実施は困難となる。

しかし、こうした訓練によりモノづくりの担い手を育成することは、地域における産業人材の育成ひいては地域産業の発展にとって必要不可欠であり、現在の訓練科を継続させていくことが訓練生本人及び地域にとって望ましいと考えられる。

よって、訓練生が5人に満たない場合であっても訓練科を安定して運営できるよう、訓練生5人以上という補助要件の撤廃が必要である。

根拠法令等

雇用保険法第63条、雇用保険法施行規則第121条及び第123条、職業能力開発校設備整備費等補助金交付要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	686	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	国が都道府県に設置する緊急雇用創出事業臨時特例基金の指定都市への設置				
提案団体	横浜市				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

緊急雇用創出事業臨時特例交付金の基金事業の実施主体に指定都市を追加

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

緊急雇用創出事業臨時特例基金(厚生労働省所管)を財源としている事業は、基金の造成主体は県となっている。県に基金があることで、国との調整等は県がとりまとめるもの、県に設置された基金のうち、どの程度本市が活用できるかが、国から県に交付された時点ではわからず、事業の確実性が担保されないため、地域の実情に応じた効果的な施策展開を迅速かつ計画的に行うことができない。また基金の積み増し等が行われた場合、各市町村ごとの活用額がすぐには判明しないため、結果として市町村の予算計上のタイミングを逸することになり、対応が遅れる場合がある(市では25年度は5月補正、9月補正、26年度は5月補正を行っている)。

【効果】

基金の造成を指定都市にも認めることで、基金事業に関する指定都市の裁量による主体的かつ弾力的な取組を計画的かつ迅速に行うことが可能となる。

根拠法令等

緊急雇用創出事業等実施要領

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	205	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	中山間地域における旅館業法の客室延床面積要件の緩和				
提案団体	安芸高田市				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

農林漁業者が営む民宿については、旅館業法施行令に規定する客室延床面積要件が緩和されているところであるが、これを中山間地域に存在する非農林漁家にも拡大すること。
適用対象としては、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域を想定している。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【改正の必要性】

少子高齢化に伴う急速な人口減少は、大きな問題であり、少子化対策と合わせて、他の地域からの移住促進を図ることも合わせて取り組む必要がある。移住に際しては、気候、風土、その土地に住む人の気質等を知るとともに、地域に溶けこむ必要がある。

移住への段階の一つとして、中山間地域に存する民家等に滞在して生活体験を行うことが考えられるが、現行法規制では、農林漁業者が体験を提供する民宿を営む場合においてのみ規制緩和されており、非農林漁家については規制緩和の対象となっていない。

農林漁業体験でなくとも、中山間地域に存する民家等に滞在して行う生活体験自体に価値があると考えられるため、非農林漁家が生活体験を提供する民宿を営もうとする場合にあっても、農林漁家の場合と同様の規制緩和を提案する。

【具体的な支障事例】

非農林漁業者が生活体験を提供する民宿を開業しようとする際、客室延床面積が33㎡以上なければ開業できず、内容的にも大幅な施設改修を伴うことが予想される等、非常に難易度の高いものである。

農林漁業体験のみが農山漁村体験ではなく、農地等を持たずとも、地域の伝統、文化、生活等を伝える体験を提供することは可能である。

【改正による効果】

都市と中山間地域の交流が促進され、移住者確保の一翼を担うと考えられる。また、その交流を通して、中山間地域の文化が見直されることで、地域住民の誇りとなり、人口流出防止にもつながることを想定している。

【想定される課題】

市内に存する旅館業者との競合が懸念材料となるが、今回提案する内容は、人と人との交流を促進するためのものであり、目的が異なるため、競合はないと考える。

根拠法令等

旅館業法第3条
旅館業法施行令第1条、第2条
旅館業法施行規則第5条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	357	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	滞在施設の旅館業法の許可制の見直し				
提案団体	徳島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき一定期間以上使用させ、外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業は、旅館業法の許可の対象外とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京五輪オリンピック・パラリンピックに続き、2021年にはワールドマスターズゲームズ(生涯スポーツの国際大会)が関西一円で開催されることが決定しており、政府も外国人観光客倍増を打ち出していることから、今後、増加が見込まれる(また、それに向けた各種施策展開が図られる)外国人誘客に対して、国内における円滑な役務提供のためには、旅館業法の規制緩和が必要である。

根拠法令等

旅館業法第3条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	328	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	毒物劇物取扱責任者の資格要件に係る規制緩和				
提案団体	大分県、福岡県、長崎県、沖縄県、山口県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

毒物劇物取扱責任者の資格要件の認定基準の一つである「高等学校において30単位以上の化学に関する科目を修得していること」について、指導要録の保存年限(20年)を経過した場合は証明できないため、単位取得数までの確認を求めず、「応用化学に関する学科を修了したこと」の確認で認定するようにすることを求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】毒物劇物取扱責任者の資格については、毒物及び劇物取締法第8条第1項第2号において、「厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者」が資格要件の1つとなっている。資格の確認方法については、平成13年2月7日医薬化発第5号厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長通知「毒物及び劇物取締法に係る法定受託事務の実施について」の第1の4及び平成14年1月11日医薬化発第0111001号厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長通知「毒物劇物取扱責任者の資格の確認について」において、「高等学校において応用化学に関する学科を修了した者については、30単位以上の化学に関する科目を修得していることを確認すること」となっており、現行は成績証明書等で確認している。

しかし、学校教育法施行規則第28条第2項の規定により指導要録等の保管期間20年が経過している場合は、成績証明書等の発行が受けられず資格要件を満たしているか確認できない。また、成績証明書等の発行が受けられない場合の取扱いについては、厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室から「当時の教育課程が明記された書類と卒業証書の両方が必須となる。高等学校等に確認のうえ、確実に修得した科目のみをカウントしてもらいたい。」との回答があり、当時の教育課程が明記された書類としては、「学校要覧」等が該当するが、これについては永年保存との規定がないため、卒業後20年以上経過していた場合、当該高等学校に保存されていない可能性がある。

以上のことから、資格要件を満たしているにもかかわらず個人の責によらず毒物劇物取扱責任者になれない事例が発生している。

根拠法令等

毒物及び劇物取締法第8条第1項第2号

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	342	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	管理栄養士免許の免許者を、厚生労働大臣から各都道府県知事とする。				
提案団体	香川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える(栄養士法第2条第3項)が、都道府県知事が免許を与えることとする。
これに伴い、免許事項を登録する管理栄養士名簿についても、現在厚生労働省に備えている(同法第3条の2第2項)が、都道府県に備えることとするなど、栄養士免許と同様の規定とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

管理栄養士免許の免許者は厚生労働大臣であるが(栄養士法第2条第3項)、その名簿の登録、訂正、抹消に係る申請や免許証の交付は、都道府県知事を経由して行われる(同法施行令第1条第2項等)。
現在、県で当該免許に係る申請を受けた後、(申請書等を国に進達し、国から免許証の送付を受けて、)当該申請者に免許証を交付するまで、2~3箇月の期間を要している。
他方、同じく栄養士法に基づく免許である栄養士免許については、免許者が都道府県知事であり(栄養士法第2条第1項)、申請から交付まで、大半が1週間程度で完結している。
免許者を、厚生労働大臣から都道府県知事に変更することにより、申請から交付までの期間を短縮することが可能となり、住民サービスの向上を図ることができる。
都道府県で、管理栄養士免許に係る名簿の登録や免許証の交付に係る事務が増えることになるが、既に行っている栄養士免許のそれと共通する部分が多く、その実施は可能である。
また、管理栄養士国家試験に合格した者に対して都道府県知事が免許を与えるのであれば、地域によって免許取得の難易度が変わるといった弊害は起こらない。
(なお、栄養士免許は、厚生労働大臣の指定した養成施設において2年以上必要な知識及び技能を修得した者に対して交付する。(栄養士法第2条第1項))

根拠法令等

栄養士法第1条第2項、第2条第3項、第3条の2第2項、第4条第3項・第4項、第5条第2項・第4項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	394	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道水源開発等施設整備費国庫補助金に係る平均単価要件の廃止				
提案団体	越谷・松伏水道企業団				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱の別表第1の採択基準の内の「給水人口5万人以上の水道事業者における平均料金」(平成26年度1,123円)よりも高い料金の事業者が補助対象となっている。「緊急時給水拠点確保等事業費」の「重要給水施設配水管」及び「水道管路耐震化等推進事業費」の「老朽管更新事業」の採択基準において、平均単価要件の撤廃を提案する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

水道事業者毎に異なる地域性及び経営状況を反映した水道料金によって算定される平均料金を補助金の採択基準とすることは、水道料金を低く抑える経営努力によって低廉な料金を維持している事業者が当該補助制度を活用できないこととなり、重要給水施設配水管及び老朽管更新事業等の財源を確保する一つの術が断たれることとなっている。

なお、当企業団の当該採択基準における料金は997円であり、採択基準を満たしていない。

【制度改正の必要性】

平均料金を採択基準とする現要綱では、収益的収入と支出のバランスが考慮されておらず、水道料金が平均料金を上回りさえすれば、給水に係る費用が賄えているか否かは関係なく、補助金の交付対象となっている。

また、過去の建設改良事業実施に伴う企業債残高が多額に上る事業者にあっては、その利息の支払いが未だ大きな負担となっており、給水に係る費用を押し上げている。

しかし、今後経年化を迎える水道施設の更新には膨大な費用を要するため、新たな企業債の発行は不可避となり、更なる利息負担が生じると見込まれる。それにより、安易に水道料金の値上げが行われては、水道利用者の生活に少なからず影響を及ぼすことから、水道料金の高騰を防ぐため当該補助採択基準の緩和が求められる。

【懸念の解消策】

料金回収率(算定式:供給単価/給水原価)及び企業債利息の負担割合を示す指標(算定式:費用構成比・支払利息=支払利息/収益的費用合計)を補助採択基準とし、これまでよりもさらに踏み込んだ基準を採用する。

根拠法令等

水道水源開発等施設整備費補助金国庫補助金交付要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	232	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	上水道の耐震化に対する国庫補助事業の採択基準の緩和				
提案団体	高知県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

南海トラフ地震防災対策推進地域においては、上水道の耐震化に対する国庫補助事業の採択基準の資本単価要件を撤廃すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

国土強靱化基本法が施行され、水道施設の耐震化は重要な課題として挙げられている。とりわけ、南海トラフ地震防災対策推進地域にある本県にとって、水道施設の耐震化は、喫緊に取り組むべき課題となっている。

【支障事例】

中央防災会議が発表した南海トラフ地震の被害想定では、高知県は被災直後の断水率が99%、被災1ヶ月後でも51%であり、被害が想定されている都道府県の中でも群を抜いた数値となっている(被害想定(40都道府県の断水率の平均):被災直後31%、被災1ヶ月4%)。

しかし、上水道施設の耐震化に係る国庫補助メニューの採択基準には、資本単価要件(90円/㎡以上)が課せられており、本県全ての上水道事業者は、基準をクリアできずに国庫補助を受けることができていない(県内上水道事業者16市町村の平均資本単価は55.1円/㎡)ため、上水道施設の耐震化が進んでいない。

【制度改正の必要性】

施設を新設する際に資本単価要件を課すことは理解できるが、耐震化をすることに資本単価要件を課すことが合理的でない。また、資本単価要件が90円/㎡であるが、その設定根拠が明確でない。

このことから、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域において、国土強靱化政策大綱による水道施設の耐震化を促進するには、上水道の耐震化事業に対して、資本単価要件を課さないことが必要である。

根拠法令等

水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	285	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道水源開発等施設整備費国庫補助金の採択基準の緩和				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱に基づく「特定広域化施設整備費」の採択基準を緩和（「居住人口50万人以上」及び「給水量の増大」を削除）すること。
また、「水道広域化促進事業費」の採択基準を緩和（統合協定書における「3年以内」を延長）すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

水道事業は水需要低迷のため給水収益が減少するなどの厳しい財政状況の中で、老朽化した施設更新や耐震化のための費用増加、今後の職員の退職による技術力の低下等、様々な課題に直面している。

水道の広域化は、スケールメリットによる効率化や更新を控えた施設の統廃合等に有効な手法である。

本県では、平成23年3月「埼玉県水道整備基本構想」を改定し、埼玉県水道ビジョンと位置付け、将来（おおむね半世紀先）の「水源から蛇口までの一元化した県内水道一本化」を見据え、広域化を段階的に取り組みつつ、水道事業の運営基盤強化を推進し、県民に利用し続けていただく水道を目指すこととしている。

【制度改正の必要性等】

この広域化の推進に関して現行でも国庫補助があるものの、そのうち「特定広域化施設整備費」の対象には居住人口50万人以上や給水量増大に伴う新設・増設が、「水道広域化促進事業費」の対象には統合後の水道事業が認可を受けている又は統合予定日が3年以内の事業者間での協定書の締結等が条件とされている。

しかし、小規模な市町村の区域では人口や施設更新等に関する要件を満たすことが困難であり、採択要件を満たすことができない。

また、水道事業者間では方針、経営、施設整備状況に格差があり、事業統合を目指す段階的な広域化方策を実施するには3年間では短く、困難が予想される。

根拠法令等

厚生労働省発健0401第12号平成26年4月1日厚生労働事務次官「水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱」

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	478	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	登録検査機関の登録等の移譲・食品衛生法の登録検査機関				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

- ①現在地方厚生局で実施している登録検査機関の登録等の事務の移譲を求める。
- ②現行の実施主体：地方厚生局
移譲後の実施主体：都道府県、保健所設置市及び特別区

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

従来から各都道府県が許認可及び監視指導している食品等事業者と併せ、食品の検査機関の登録等についても、都道府県で一括して監督したほうが、食品衛生行政を効率的かつ効果的に遂行することができるため、移譲を求める。

ただし、登録検査機関に対する指導については、全国統一的な基準に基づき行う必要があることから、国が登録検査機関の指導に関するガイドライン等の技術的助言は不可欠である。また、検査機関に問題があった場合には、食品の輸出入に深刻な影響を与えることも想定されるため、国の権限を残すことも検討する必要がある。

根拠法令等

食品衛生法第33条～第47条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	633	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	規格基準が定められた添加物からの、粗製海水塩化マグネシウム(にがり)の除外				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

都道府県知事が許可する添加物製造業に関して、平成19年3月30日付け国の通知により規格基準が定められた、63の添加物から、粗製海水塩化マグネシウム(にがり)を除外すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障・制度改正の必要性】

粗製海水塩化マグネシウム(にがり)を含む63の添加物については、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」平成19年3月30日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知により、新たに規格基準(食品衛生法第11条第1項)が定められた。

これにより、粗製海水塩化マグネシウムの製造については、都道府県知事が行う添加物製造業の営業許可と食品衛生管理者の設置が義務付けされ、平成20年4月1日より施行されることとなったが、粗製海水塩化マグネシウムの営業許可等に係る経過措置期間が設けられており、現在も従前の例(営業許可及び専任の食品衛生管理者の設置が不要)によることができるとされている。

しかしながら、その経過期間が終了した場合、添加物製造業の営業許可と食品衛生管理者の設置義務が発生するが、「食品衛生管理者」は、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師の資格を有する者、畜産学、水産学、農芸化学の過程を修了したもの、食品衛生管理者養成施設で所定の過程を修了したもの、食品衛生管理者養成講習会の課程を修了したもの等の要件がある。

県内の粗製海水塩化マグネシウム製造業者は、経営者を含め従業員に要件を満たしているものは少なく、零細事業者が多数であり、要件を満たすためには、多額の費用と期間を要するため、廃業せざるを得ない事業者が多数生じることが予想される。

【参考】

粗製海水塩化マグネシウム(にがり)とは、海水から食塩を製造する際に副産物として発生するもので、事業者はこれまで豆腐凝固剤や調味料として販売し、広く利活用されている。

根拠法令等

食品衛生法第11条、第48条、第52条
食品衛生法施行令第13条、第35条第34号
平成19年3月30日食安発第0330001号「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	183	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	消防・防災・安全
提案事項 (事項名)	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)の実施主体等の拡大				
提案団体	秋田県				
制度の所管・関係府省庁	復興庁、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)の中の「子ども健やか訪問事業」及び「親を亡くした子ども等への相談・援助事業」について、実施主体及び事業者に被災県以外の現に避難者を受け入れている都道府県を加えること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【見直しの必要性】平成26年度に創設された「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)」における「子ども健やか訪問事業」は、東日本大震災により被災し仮設住宅で長期間避難生活を余儀なくされている子どもを持つ家庭等に対し訪問指導を行う事業であり、「親を亡くした子ども等への相談・援助事業」は、被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を行う事業である。両事業はいずれも事業主体は被災県(岩手県、宮城県、福島県)及び被災指定都市(仙台市ほか)に限定されており、被災児童を受け入れている都道府県では活用することが出来ない。被災県以外に避難されている家庭等では、二重生活による生活費の掛かりましや父親の不在による子どもへの影響、親のストレス等多くの問題を抱えている。避難先がどこであろうと避難している子どもを持つ家庭等や子どもたちに対する相談・支援を行うことは必要であり、被災県以外でもこの事業が活用できるよう見直しを行う必要がある。

【具体的な支障事例】受入都道府県と被災県は様々な面でお互い連携を図りながら事業を実施しているが、上記事業の実施要綱に基づき被災県以外に避難している子どもや子育て家庭等への支援事業を行うためには、実施主体である被災県等が避難先の都道府県等に事業を委託することで可能となる。しかしながら、県外避難者は全国に避難しており避難先の都道府県等に対し個別に事業委託をすることは現実的には困難であると考えられる。また、本県には4県から避難されている方がいるが、仮に事業を実施しない県があった場合、避難者として同じ県に避難しているにも関わらず、避難元によって支援サービスが受けられないといった事態が生じる。受入都道府県は避難元がどこであろうと平等に支援を行っている。

【見直しによる効果】受入都道府県の避難者については受入自治体が一番実情を把握していることから、受入都道府県が実施主体及び事業者となることで、避難元がどこであろうと避難している子どもや子育て家庭等に対し等しくサービスの提供が可能となり避難している方々は安心して生活を送ることができる。

根拠法令等

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)実施要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	587	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システムの導入等に関する手続の簡素化				
提案団体	京都府、大阪府、兵庫県、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

- ①人口動態調査事務システムの導入申請に関する添付書類の廃止
- ②人口動態調査事務システムに係るパソコン・プリンター変更時の変更申請の廃止
- ③人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システム関連の申請事務における経由機関(都道府県・保健所)の省略

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性・支障事例】

人口動態調査事務については、手書き紙媒体での報告方法から、システム導入による事務の簡素化が図られているところであるが、導入を申請するに当たってシステム仕様書を添付する必要があり、導入PCの仕様や接続プリンターに変更があった場合にも、その都度変更申請を提出することとなっている。また、経由機関から進達する必要があるため、利用機関だけでなく、経由機関における事務量も煩雑である。

また、府内市町村からのシステム導入・変更申請において承認に半年程度を要するなど、厚生労働省においても事務遅滞が見受けられ、事務の簡素化のために申請を行った市町村が長期にわたり手書き報告で対応せざるを得ないなどの事象が起きている。

【効果】

昨今のパソコン・プリンターは人口動態統計死亡票等に使用する字体に対応しており、導入申請時にチェックする必要性が低いことから、システム導入時の届出書類を省略するとともに、変更申請や経由機関を省略する等、事務の簡素化を図ることで、人口動態調査事務システムに係る事務手続きが大幅に簡素化され、市町村、都道府県、厚生労働省それぞれの事務量軽減につながる。

根拠法令等

- ・平成24年7月17日統人発0717第1号「人口動態調査事務システムの導入等に関する申請について」厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課長通知
- ・平成24年7月12日統発0712第1号「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」の改正について厚生労働省大臣官房統計情報部長通知

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	372	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保育所保育士定数への准看護師算入を可能とする規制緩和				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の設備運営基準(省令)により、乳児4人以上を入所させる保育所においては、看護師と保健師が保育士定数に算入することができることとされている(従うべき基準、民間保育所に対する国庫負担対象)が、当該既定を参酌基準化することなどにより、准看護師も定数算入対象とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】保育所における乳幼児の受け入れが増える中、こどもの体調急変への適切な対応などのため、看護師など医療・保健の有資格者を保育所に配置する必要性が高まっている。省令では、乳児4人以上を入所させる保育所において、看護師又は保健師を1人に限って保育士とみなして配置することができることとされ、看護師配置を促進している。

しかしながら、保育所からは、保育士定数に算入できるのが正看護師に限定されていることに加え、医療機関においても看護師不足が課題となっている中、保育所における看護師確保が困難となっており、准看護師まで認めてほしいという意見が上がっている。

【改正の必要性】当該規定を参酌基準化することや、省令改正により算入対象を准看護師まで拡大する規制緩和を行うことで、安心な子育て環境の整備、また女性の就労促進につながる。

【懸念の解消策】1人限って保育所に配置できる対象範囲を拡大することを考えており、保育士を無限定に看護師などに置き換えることは想定していない。

根拠法令等

児童福祉法 第45条
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 附則第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	702	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保育所の保育士定数への准看護師の算入を可能とする規制緩和				
提案団体	鹿児島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の設備運営基準(省令)により、乳児4人以上を入所させる保育所においては、看護師と保健師が保育定数に算入することができることとされている(従うべき基準、民間保育所に対する国庫負担対象)が、当該省令を参酌基準化することなどにより、准看護師も定数算入対象とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】保育所における乳幼児の受入れが増える中、こどもの体調急変への適切な対応などのため、看護師など医療・保健の有資格者を保育所に配置する必要性が高まっている。省令では、乳児4人以上を入所させる保育所にあつて、看護師又は保健師を1人に限つて保育士とみなして配置することができることとされ、看護師配置を促進している。しかしながら、保育所においては、保育士定数に算入できるのが正看護師に限定されており、また、運営費に保育士と看護師の person 費差額が反映されていないこと等から、看護師の確保が難しく看護師の配置が進んでいないのが現状である。

【改正の必要性】当該規定を参酌基準化することや、省令改正により算入対象を准看護師まで拡大する規制緩和を行うことが必要。

准看護師は、嘱託医の指導の下、適切な保健指導など看護師と同様な役割を担うことが可能と考えられ、また、病児・病後児保育対策事業の職員配置では、准看護師まで認められていることから、保育士定数に算入できる範囲を、看護師のみでなく准看護師まで拡大し、看護師等を配置しやすくすることが必要である。

根拠法令等

児童福祉法第45条、児童福祉の設備及び運営に関する基準附則第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	204	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	「保育支援員(仮称)」の保育士配置定数への算入				
提案団体	瑞穂市				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

国が示す一定基準の研修課程を受講した者を「保育支援員(仮称)」と位置づけ、原則的な保育時間以外の時間帯において、保育士とみなして保育業務に携わることができるよう、従事できるよう配置基準の見直しをするもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】瑞穂市は交通至便な位置にあり、人口流入が続き、平成15年度合併後、10年間で5,000人余り(約11%)人口が増加している。この地域の土地柄から公立保育所が多く、その中で要支援児を保育する保育士(補助職員である保育士は、全て保育士有資格者である。)を要支援児に対する加配保育士等、保育の質を確保する取り組みを長年実施してきた。

【支障事例】しかし、朝・夜の時間帯の保育士確保に支障を来している。これは、補助職員としての保育士の就労希望時間帯が9時から15時までが主流であるため、朝・夜の短時間労働の保育士がいないからである。

【制度改正の必要性】現下の少子化対策は、経済の活性化と労働力の市場への投入(平成26年6月「日本再興戦略」改定2014にて「女性の活躍推進」)を図る国策であるが、子どもの居場所である第1優先の保育所の保育士の確保が困難な状況下にあるので、早期に保育所の体制強化を図り、子どもの受け皿を確保して、女性の就労機会の拡大を図るべきである。保育業務の安全・安心を担保する保育の質の検証を併せて実施しながら、地域の実情も加味して政策を総動員すべきである。

【懸案の解消策】平成26年6月30日の子ども・子育て会議にて議論されている小規模保育における保育従事者としての「子育て支援員(仮称)」を、保育所における原則的な保育時間以外の時間帯においては、おむつ交換やおやつ等の生活の支援が主となるため、保育士2人のうち1人の「保育支援員(仮称)」を保育士とみなして保育業務に携わることができるよう、「保育支援員(仮称)」として保育士配置基準の見直しを行う。

根拠法令等

児童福祉法第18条の4、第45条
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	247	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	児童福祉法に基づく保育所の保育士数に係る基準緩和				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

最低2人の保育士を置くこととされている認可保育所の人員配置の基準について、2人のうち1人については、保育士補助者的な者で可とするなど柔軟に対応できるよう基準を緩和する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

中山間地域等の保育所では少子化の影響で、保育所の入所人数が減少している。一方、中山間地域等では、就労人口の減少とともに、保育士不足が顕著になっている。

保育士の人員配置は入所児童数により算定し、入所児童数は変化するため、特定の保育所における具体例を示すことは難しいが、県の中山間地域に所在する市において、「保育士が足りないため、定員数の入所児童数を受けることができないことがある」といった状況がある。

県が運営する「保育士人材バンク」において、中山間地域では、求人情報94人に対し求職人数は11人となっており、人口減少が顕著な中山間地域における保育士不足は更に深刻な状況となっている。

【制度改正の必要性】

このような中、保育士配置の最低基準の2人の確保も難しい場合もあり、左記のような柔軟な対応が必要である。基準緩和の具体的内容としては、例えば、一定程度の研修を受けた保育の支援員のような人材の配置などが考えられる。

根拠法令等

児童福祉法第45条
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	319	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保育所における給食の自園調理原則の廃止又は過疎地域等での適用除外				
提案団体	萩市				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、保育所は、調理室の設置が義務付けられ、自園調理を原則としている。
保育所・小・中学校を含め、地域一体となった食育を推進するとともに、公立保育園の合理的運営を進める観点から、3歳未満児の給食についても、調理室の設置の義務付けや自園調理の原則を緩和し、外部搬入を認めるよう求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省第63条)第11条第1項において、「児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならない。」とされている。
現在、一定の要件を満たす保育所においては、満3才以上児の給食の外部搬入は認められているが、3才未満児の食事の提供については、特区認定を受けた場合を除き外部搬入は認められていない。地方都市では少子化が進行し、市街地保育所を除き、周辺部の保育所は入所児童が減少しているにも関わらず、保育所給食は自園調理を原則としているため、業務委託をする場合を除き、調理員の配置が必須となっている。過疎地域においては、公営の共同調理場等を活用することにより、職員配置の合理化をすることができるとともに、地域における一体的な食育を推進することが可能となる。
現在も分園のある園については、本園から給食を搬送しており、特例の要件である設備、衛生基準の遵守、食育プログラムに基づいた食事の提供をしている。
アレルギー児童が増加傾向にあるなか、公営の共同調理場等から保育所へ給食を搬入することにより、就学後においてもアレルギー児童への対応がスムーズに行えたとともに、地域における保育所・小学校・中学校を一体とした食育活動の展開が期待でき、運営の合理化が可能となることから、3歳未満児の給食についても、調理室の設置の義務付けや自園調理の原則を緩和し、外部搬入を認めるよう求める。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	518	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保育所における給食の外部搬入の拡大				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

保育所の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

保育所の給食は原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。
3歳未満児への外部搬入は、構造改革特別区域法による認定を受けた場合に限り、公立保育所のみ認められている。
本県所管域では3歳以上児のみの保育所は存在せず、全て3歳未満児を保育している中で、3歳以上児のみを外部搬入、3歳未満児を自園調理とするメリットはなく、全ての園で自園調理を行っている。
3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替え、不要となった調理室を保育室に転用することで受入児童数が増え、待機児童解消に資することが期待できる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	724	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	小中学校の給食センターから保育所への給食搬入に関する規制緩和				
提案団体	徳島県、京都府、和歌山県、大阪府				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

小学校、中学校の給食センターから、保育所に給食を搬入することができるよう、国の規制を緩和すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

保育所においては、3歳未満児に対する給食の外部搬入は原則として認められていない。本県では、特に過疎地域において、保・小・中一貫教育に取り組んでおり、この取組みをさらに推進するに当たり、保育所の給食を小学校、中学校の給食センターから搬入できるよう、国の規制を緩和する。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	519	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	認定こども園における給食の外部搬入の拡大				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

認定こども園の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

認定こども園の給食は、保育所同様原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。
幼稚園から認定こども園化の相談を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児の受け入れを検討しているが、自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定こども園化に踏み切れないという現状がある。
3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定こども園が増え、待機児童解消に資することが期待できる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学部と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	708	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	公立施設が幼保連携型認定こども園に移行する際に必要な設備基準(自園調理)の緩和				
提案団体	安城市				
制度の所管・関係府省庁	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園に係る省令に規定される食事の提供について、満三歳児以上の園児に対する場合にのみ認められる外部搬入を、公立施設についてはすべての年齢の園児に対して外部搬入による食事の提供を認めるよう、当該年齢制限を撤廃すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、当市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定を受け、給食センター方式による外部搬入により、0・1・2歳児の給食を提供している。

子ども子育て支援新制度施行に伴い、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、現在は満3歳未満児について、自園調理が義務付けられているため、当市では公立施設が幼保連携型認定こども園へ移行することが困難になっている。

そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を撤廃することにより、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を可能とすることを提案するもの。

なお、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を保育所だけでなく、幼保連携型認定こども園も追加することにより、対応できる場合はそちらで対応をお願いしたい。

根拠法令等

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第3項及び同基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	159	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	児童発達支援センターにおける利用者への食事提供方法の基準の緩和				
提案団体	鳥取県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の利用者への食事提供方法については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、施設内での調理が義務付けられているが、児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設外で調理されたものを搬入し提供する方法等施設内での調理以外の方法も認める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行制度】

児童発達支援センターを利用している障がい児に食事を提供する場合は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、当該センター内で調理をする方法により提供しなければならないことから、当該センターを設置する場合は、調理員の確保や調理用設備などの整備が必要である。

【支障事例】

本県のような人口が少ない県では、児童発達支援センターの規模が小さく、利用者も少なく、かつサービス提供に係る報酬額(収入額)も少ない中で、自前の施設で食事を提供することは、非常にコストがかかり、非効率的であり、当該センターの設置や施設の経営上大きな問題となっている。

【規制緩和の必要性】

施設内調理以外の方法(配食を行っている民間事業者が調理した食事を外部搬入、関連する施設で一体的に調理した食事を提供、地域の学校給食センターが調理した給食を搬入等)を認めるなど、地域の実情に合わせて柔軟な対応ができるよう、規制緩和することにより、人口の少ない地域においても、児童発達支援センターの設置促進と安定的な運営が可能となる。

【規制緩和の効果】

外部搬入方式等が可能となれば、児童発達支援センターの設置や運営に係るコストが削減できるとともに、食事の提供数が少数であっても、食材の質の確保及び種類豊富な献立を効率的に提供することが可能となる。また、コストの削減により、経営の効率化が図られることから、新たな児童発達支援センターの設置を促し地域支援体制の強化が図られるとともに、削減したコストを障がい特性に応じた療育の実施等障がい児の処遇の向上に充てることができる。

根拠法令等

児童福祉法第45条
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	951	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	児童発達支援センターにおける利用者への食事提供方法の基準の緩和				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の利用者への食事提供方法については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、施設内での調理が義務付けられているが、児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設外で調理されたものを搬入し提供する方法等施設内での調理以外の方法も認める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行制度】

児童発達支援センターを利用している障がい児に食事(給食)を提供する場合は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、当該センター内で調理をする方法により提供しなければならないとされていることから、当該センターを設置する場合は、調理員の確保や調理用設備などの整備が必要となってくる。

【支障事例】

しかし、本県のような人口が少ない県では、児童発達支援センターの規模が小さく、利用者も少なく、かつサービス提供に係る報酬額(収入額)が少ない中で、自前の施設で食事を提供することは、非常にコストがかかり、非効率的であり、当該センターの設置や施設の経営上大きな問題となっている。

【規制緩和の効果】

食事提供の方法として、施設内で調理をする以外の方法、例えば、外部搬入方式が可能となれば、設置や運営に係るコストが削減できるとともに、食事の提供数が少数であっても、食材の質の確保及び種類豊富な献立を効率的に提供することが可能となる。

また、コストの削減により、経営の効率化が図られることから、新たな児童発達支援センターの設置を促し地域支援体制の強化が図られるとともに、削減したコストを障がい特性に応じた療育の実施等障がい児の処遇の向上に充てることができる。

【規制緩和の必要性】

児童発達支援センターの設置促進と安定的な経営を行うため、施設内調理以外の方法(配食を行っている民間事業者が調理した食事を外部搬入する方法、関連する施設で一体的に調理した食事を提供する方法、地域の学校給食センターが調理した給食を搬入する方法等)も認めるなど、地域の実情に合わせた柔軟な対応ができるよう、基準を緩和すべきである。

なお、同じ通所サービスである保育所や、障害福祉サービス事業所においては、既に、ある一定の要件を満たせば、外部搬入方式などが認められている。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	274	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保育所に配置する職員数や居室面積に係る義務付け・枠付けの見直し				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】住民に身近な行政サービスである保育所の設置運営基準については、地域ごとの事情は千差万別であることから、全国一律の規制を行うのではなく、地方自治体の裁量の余地を広げ、地域の実情に応じた基準を設定できるようにすることが必要である。

(待機児童が多く、地価が高く市街地が過密した都市部と、待機児童が少なく、地価も比較的安価で土地利用にゆとりのある地域とを一律に同じ基準で縛ることは不合理である。)

そのため、児童福祉法第45条第2項第2号等により従うべき基準とされている保育所における居室等の面積、保育士の配置について、標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすべきある。

【制度改正の経緯】第1次一括法に基づき、平成24年4月から児童福祉施設・サービスの人員・設備・運営基準等は都道府県等の条例に委任され、人員・居室面積等の厚生労働省令で定める基準は従うべき基準、その他は参酌すべき基準とされた。

ただし、保育所の居室面積基準について、地価が高く、待機児童が100人以上いる地域において厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間は、「標準」とする特例措置が創設された。

(平成23年9月に34都市が指定され、その後の追加等で現在は40都市(埼玉県内は3市))

埼玉県においては、平成24年12月議会で埼玉県児童福祉法施行条例を制定し、第1次一括法附則第4条の規定により厚生労働大臣が指定した地域は平成27年3月31日までの間、満1歳以上満2歳未満の幼児に限り、1人当たり居室面積を2.5㎡まで緩和可能とした。

根拠法令等

児童福祉法第45条第2項第2号、附則第4条

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(昭和23年12月29日厚生省令第63号)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条の基準を定める省令(平成23年厚生労働省令第112号)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	744	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保育所に関する基準に係る地方の裁量拡大				
提案団体	東京都				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

保育所の基準にかかる条例を都道府県が制定するに当たり、従わなければならないとされている府省令で定める事項について、参酌化すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現在の制度】児童福祉法第45条にて、都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で定めることを求められている。条例制定にあたっては、同条第2項により厚生労働省令の定めるところに従うこととされている。

【制度改正の必要性】平成13年度に創設した都独自の基準を定めた認証保育所では、基準面積の年度途中の弾力的運用を認め(2歳未満居室面積について年度当初3.3㎡→年度途中2.5㎡)、産休、育休明けなどの年度途中の保育ニーズの受け皿として柔軟に対応している。また、保育従事職員の資格要件について、保育士以外の多様な人材の活用を可能にするため、保育士については常勤6割としており、制度開設後12年を経過しているが、これまで適切に運営され、多様な保育ニーズに応えている。

こうした地域の実情に応じた基準により設置している認証保育所は、制度創設以来、毎年度増え続け、直近10年で見ると、認証保育所が543か所、認可保育所296か所増加し、増加の7割を認証保育所が占めており、都の保育施策で大きな実績を上げている。それでもなお、都内の待機児童数は8千人を超えており、解消に向けた保育サービスの拡充が急務である。

そのため、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準のうち保育所に係る「従うべき基準」について、「参酌すべき基準」に見直していただきたい。

これにより、認証保育所と同様に、認可保育所についても基準面積の弾力的運用が可能となり、待機児童対策や要支援児童への適切な保育の提供に資する。また、保育士以外の資格を持つ者の活用や資格要件の緩和により、現状でも不足している保育人材の有効活用が図られる。

根拠法令等

児童福祉法第45条
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条、第32条の2、第33条、第35条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	790	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	認定子ども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等、「従うべき基準」とされている事項の見直し				
提案団体	兵庫県【共同提案】京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

認定子ども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものについて、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

児童の年齢などの状況に応じた職員配置基準や地域の実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主体的に決定することができない。中でも特に、児童一人当たりの面積を全国一律の統一基準として維持するのは、土地の確保が難しい都市部では問題がある。

乳幼児の減少から、設備や調理員の確保が必要となる自園調理が施設運営の大きな負担となっている施設がある。

都市部において、土地不足や賃料が高い等の理由から、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難な地域がある。

【改正による効果】

地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	520	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準における「従うべき基準」の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において「職員」の配置については、都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準」とされている。

「児童家庭支援センターの設置運営等について」(厚生省児童家庭局長)では、当センターに配置する職員を「相談・支援を担当する職員」(2名)と心理療法等を担当する職員(1名)と示しており、児童福祉施設等に附置している場合、入所者等の直接処遇の業務は行わないものであることとされている。

これを本体施設の業務に支障のない範囲において兼務を認めることを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

国が示す「社会的養護の課題と将来像」では、施設で生活する子どもが9割、里親家庭で生活する子どもが1割である現状を、①ユニット化した本体施設、②グループホーム、③里親・ファミリーホームで生活する子どもの割合を3分の1ずつにするなどの目標を掲げており、これを実現するため都道府県計画の策定が義務付けられているところであるが、特に③里親・ファミリーホームについては、3割へ引き上げるには相当の行政によるバックアップが必要な状況にある。

施設内附置の方法による同センター設置が現実的なところではあるものの、各施設とも人員配置上の余裕も少なく、専従要件を満たすことができない。一般的には、職員配置については、子どもの処遇に直接影響する内容ではあるので安易な緩和は適当ではないと考えるが、里親等への支援を期待される「児童家庭支援センター」の職員配置に関しては、業務に支障のない範囲での兼務であれば、子どもの処遇への大きな影響は考えにくく、むしろセンターを設置することによるメリットの方が大きいと考える。

根拠法令等

児童福祉法第45条第2項
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第8条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	270	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	認可外保育施設の届出受理等の市町村への移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等は、市町村に移譲すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】児童福祉法第59条の2に基づく認可外保育施設の設置届出の受理や第59条等に基づく立入検査、改善勧告等については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例により保育行政の主体である市町村に移譲が進み、全市町村に移譲済みである。
地域の実情に詳しい市町村が処理することで、保護者へ施設の情報を詳しく提供できるなど、迅速で的確な対応ができています。
特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。
こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。

根拠法令等

児童福祉法第59条第1,3,4,5,6,7項、第59条の2第1,2項、第59条の2の5第1,2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	136	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の「職員」基準の緩和				
提案団体	長岡市				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)で定める「職員」基準(従うべき基準)について、市町村の放課後児童健全育成事業の実情に応じた運用を可能とするよう「従うべき基準」の緩和を望む。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)の「職員」基準において、放課後児童支援員については、当該基準第10条第3項の規定に該当し、都道府県が実施する研修を修了した者と定義された。
「従うべき基準」として規定された「職員」基準が、長岡市において支障が生じることから、長岡市の実情に応じた運用が可能となるよう別紙のとおり緩和を望む。

根拠法令等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第63号)第10条第3項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	799	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準のうち「従うべき基準」の見直し				
提案団体	兵庫県【共同提案】和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する者(放課後児童支援員)の資格や配置については、「従うべき基準」とされている。

【改正による効果】
地域の実情に応じた基準を地域で定めることが出来れば、従事者の確保が困難な郡部や離島等で円滑な事業の実施が可能となる。

根拠法令等

改正後児童福祉法第34条の8の2第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	781	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県【共同提案】京都府、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

- ・人口10万人に対する医師数が全国及び県平均を下回るへき地の医師増を図る取組として、循環型研修プログラム設定にともなう裁量拡大と地域枠出身の臨床研修医を別枠扱いできるよう求める。
※循環型研修プログラム(都市部、へき地等の医療機関が連携して一つの臨床研修として運営するプログラム)
- ・加えて、国が一方向的に定めている臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整について、都道府県が地域事情や政策的な必要性も勘案して設定できるよう制度を見直すこと。
 - (1) へき地とそれ以外の地域に所在する臨床研修病院をグループ化して循環型研修を実施するプログラムを設定し、当該プログラムでの研修希望者が研修定員を超過した場合、超過分を都道府県全体の定員枠として調整できるように見直すこと。
 - (2) いわゆる地域枠出身の臨床研修医は個々の臨床研修病院の研修医受入定員枠とは別枠で扱い、都道府県の裁量で配分できるように見直すこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

- 【現行】
臨床研修病院の研修医受入定員に関し、国が示す定員枠は、各都道府県の人口、医師養成数、面積、離島の有無など、地理的条件等を考慮して算出されており、医師が大都市へ集中しないように一定程度の配慮がなされている。
- 【支障事例】
本県は、10万人あたりの医師数の平均が全国平均並であるものの、圏域によっては、全国平均及び県平均を下回る圏域が存在することから、特にへき地の医師増を図る取組が必要である。
国の医学部入学定員の緊急・臨時的増員も含めた地域枠出身の臨床研修医も、各病院の定員内数として処理されていることから、へき地等における医師不足病院においては現状以上の臨床研修医の確保が困難な状況にある。
- 【移譲による効果】
見直しにより、医師の募集定員の増加等が見込めることから、研修医のへき地等における医師不足が一定程度緩和されることになる。

根拠法令等

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	21	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道事業(給水人口5万人超)の認可・指導監督権限の移譲				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

給水人口5万人超の水道事業への認可及び指導監督事務は、厚生労働大臣の権限とされているが、これを全て都道府県知事に移譲すべき。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
水源の公正な配分、合理的配置等を考慮した水道事業の統合等による水道施設整備の要請が高まる中で、給水人口5万人を超える水道事業者に対して県の権限が及ばないことは、県が水道事業の統合等を視野に入れた働きかけを行う上で支障となっている。

【制度改正の必要性】
移譲を進めることにより、広域化の推進、事業者の利便性の向上、及び事業者に対する都道府県による迅速かつきめ細やかな指導・監督の実施が期待される。

【愛知県内の水道事業者の認可権限について】(平成26年4月1日現在)
大臣認可水道事業者 32事業体
県認可水道事業者 11事業体(簡易水道事業除く)

根拠法令等

水道法施行令第14条第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	150	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限移譲				
提案団体	鳥取県・大阪府				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を、都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【改正の必要性】

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率である。

なお、水利調整の要否が、移譲するか否かの判断基準のひとつとされているが、計画給水人口5万人以下の水道事業においても水利調整を要するものは存在している。

また、厚生労働省の新水道ビジョン(H25.3策定)では、都道府県は圏域の水道事業者間の調整役としての役割を果たすことが求められている。

【移譲による効果】

国の認可審査期間は都道府県(本県では水道事業の認可等の標準処理期間は21日)に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。

根拠法令等

水道法施行令第14条第1項、第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	237	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

水道法に基づき厚生労働大臣が行っている水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業及び1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

事業認可の事前協議及び審査に要する時間は(国よりも)県の方が短いため、市町からは県への移譲要望あり(担当者レベルで聞取り)

国がH25.3に公表した「新水道ビジョン」には、都道府県の役割について「認可権限等の枠組みにとらわれることなく、広域的な事業間調整機能や流域単位の連携推進機能を発揮することが求められる。」と記述されている。これを実現するためには、平素からの認可や指導監督を通じた水道事業者との連携関係の構築や水道事業者の状況把握が必要であるところ、現行制度ではこれを図ることができない。

【懸念の解消】

給水人口が5万人を超える水道事業であっても、認可事務の基準は同様であり、技術的な問題はない。

根拠法令等

水道法第6条ほか
水道法施行令第14条第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	299	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	都道府県による水道(用水供給)事業の認可事務、立入検査等に関する権限の拡大				
提案団体	福島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

厚生労働大臣が行う計画給水人口5万人超の水道事業及び一日最大給水量2万5千立方メートル超の水道用水供給事業の認可事務、立入検査等について、その権限の全部又は一部を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状と課題】

水道事業及び水道用水供給事業の認可と立入検査等の事務は、厚生労働大臣が行うこととされているが、そのうち、同法第46条により、給水人口が5万人以下の水道事業及び一日最大給水量が25,000m³以下である水道用水供給事業は、都道府県知事が行うものとされている。

現在、当県内の水道事業は、給水人口や料金収入の減少、水道施設の更新需要の増大など厳しい経営環境の変化に直面している。また、小規模な事業者が多く、技術的基盤が脆弱であり、安定的に水を供給し続けるための中長期的な経営を考慮した運営基盤が十分に構築されていない現状にある。

【課題解決に係る施策の方向性】

これらの課題解決には、近隣水道事業者等との連携により運営基盤の強化を図ることが有効であるが、その具体化には、地方の中核となる水道事業者等の存在が不可欠である。

厚生労働省が平成25年に発表した「新水道ビジョン」において、都道府県や中核となる水道事業者等には、地域全体の最適化の観点から、連携体制への積極的な関与が期待されているところである。

【施策に係る支障】

しかしながら、都道府県は、地域の中核となる計画給水人口5万人超の水道事業及び一日最大給水量25,000m³超の水道用水供給事業の立入検査等の権限を有していないため、当該地域の関係水道事業者間の調整等に支障を来している状況にある。

【提案事項】

持続可能な地域水道の整備に都道府県が積極的に関与するためにも、都道府県知事に移譲している事業認可や立入検査等の権限の範囲を拡大すべきである。

根拠法令等

水道法第46条第1項、水道法施行令第14条第1項及び第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	698	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道事業経営の認可等の権限移譲				
提案団体	大阪府・和歌山県・鳥取県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

厚生労働大臣が有する水道事業経営の認可等の権限について、都道府県知事への移譲を進める。

【具体的な改正内容】

水道法施行令第14条第1項中「及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を営業者から供給を受ける水を水源とする水道事業」を削除し、水道用水供給事業を営業者から水の供給を受ける水道事業に係る事務についてはすべて都道府県が行う。また、それが困難であれば、当該規定中の給水人口を5万人の規模から拡大する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状・支障事例】

別紙参照。

【制度改正の必要性】

地方分権に関する過去の厚生労働省見解では、5万人超の規模の水道事業認可における水利調整等の必要性から、河川の流水を水源とする水道事業については国において直接管轄することが適切とされ、水道用水供給事業者についても、同様の取り扱いとなっている。しかし、近年、水需要が年々減少し、自己水を廃止して企業団から全量を受水する事業者が増加している中、今後、新たな水源開発を伴う事業認可は見込まれない。隣接水道事業や、水道用水供給事業と水道事業等の間での水平統合・垂直統合の検討が進められている現状においては、隣接している水道事業者について水利調整の有無、5万人超の認可権限のラインで分断することは、事業間調整を複雑にし、広域化を加速できないひとつの要因となっている。

【提案が実現した場合の効果】

そこで、今後は、水利調整に主眼を置くのではなく、地域の一体性に主眼を置くことに転換し、一定規模まで（大臣認可の水道用水供給事業からの受水のみ水道事業）の権限を都道府県知事に移譲していただきたい。水道法第5条の2の広域的水道整備計画と、同法第6条の事業認可の権限を併せ持つことで、都道府県知事が水道の広域化をさらに推進することができるようになる。また、水利調整の必要があると考えられる大規模な水道用水供給事業、水道事業については、引き続き大臣認可として国による関与も存続させることで、役割分担が適切化されると考える。

根拠法令等

水道法施行令第14条第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	943	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

水道法に基づき厚生労働大臣が行っている水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業及び1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

事業認可の事前協議及び審査に要する時間は(国よりも)県の方が短いため、市町からは県への移譲要望あり(担当者レベルで聞き取り)

国がH25.3に公表した「新水道ビジョン」には、都道府県の役割について「認可権限等の枠組みにとらわれることなく、広域的な事業間調整機能や流域単位の連携推進機能を発揮することが求められる。」と記述されている。これを実現するためには、平素からの認可や指導監督を通じた水道事業者との連携関係の構築や水道事業者の状況把握が必要であるところ、現行制度ではこれを図ることができない。

【懸念の解消】

給水人口が5万人を超える水道事業であっても、認可事務の基準は同様であり、技術的な問題はない。

根拠法令等

水道法第6条ほか

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	371	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	旅館業から暴力団排除するための条例委任又は法改正による排除条項の追加				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

現行法の許可及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

福岡県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、当該事業の許可を受けている事例が見られる。暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に暴力団排除条項がなく、排除措置を実施することができない。

【地域の実情を踏まえた必要性】

福岡県には、全国最多の5つの指定暴力団が存在し、民間人への襲撃事件や、暴力団同士の対立抗争が断続的に発生している。暴力団対策は喫緊の課題である。暴力団による業の許認可、ひいては社会経済活動への影響を排除することは、県民の安全で安心な生活を確保する上で重要な課題である。このような地域の実情を踏まえ、法の許可及び取消基準に関し、必要な基準を条例で付加することができるようにすることは、業の健全な発達を図ることを目的とする法の趣旨にもかなうものである。

【業の健全な発達のための必要性】

旅館業法において、営業者等が当該営業に関し、刑法(公然わいせつ等)や売春防止法、風営法、児童買春・児童ポルノ禁止法に規定する罪を犯したときには、都道府県知事は許可の取消し又は営業の停止を命ずることができる旨、規定されている。これは、法の目的が公衆衛生の維持だけでなく、業の健全な発達を図ることにもあることを明確に示している。暴力団が旅館業の経営に影響を及ぼすことは、こうした業の健全な発達を阻害することにつながることは明らかであり、旅館業から暴力団の影響を排除することができる法整備が必要である。

根拠法令等

旅館業法第3条第2項、第8条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	374	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省				

求める措置の具体的内容

人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案県にあるA市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めてきたが、平成17年に周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上となったため農工法の適用要件から除外されることになった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は何ら変わりはないことから、地域振興に支障が生じている。

【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。

根拠法令等

農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文カッコ書き
同法施行令第3条第4号ア

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	742	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	民生委員の任期の始期又は終期の設定の条例委任				
提案団体	豊田市				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

民生委員の任期の始期について、民生委員法第10条の規定により任期3年と、昭和28年法律第115号の改正附則第3項の規定により改正時の民生委員の任期の終期を昭和28年11月30日と定められているため、一斉改選が12月1日となっているが、この任期の始期又は終期の設定を条例委任する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【地域の実情】

民生委員の定数:569人 平成25年12月1日時点の欠員3人
民生委員児童委員協議会地区協議会(以下「地区協議会」という。)設置数:27

【支障事例】

民生委員のなり手を探す場合に、地域の役員をやっている人や翌年3月末で定年退職する人など翌年の4月1日からであれば引き受けられることができるというパターンが2件あった。民生委員のなり手不足の一因になっているといえる。

また、地区協議会に対して市から補助金を出しており、各地区協議会の補助金申請等の手続についても指導・支援をするが、一斉改選のある年度については、地区協議会の役員改選等が発生し、指導・支援が煩雑になる傾向がある。多数の地区協議会を設置している市にとっては支障となる。なお、この市の補助制度は、交付税措置の対象となっている。

【制度改正の必要性】

全国民生委員・児童委員連合会から要望としても厚生労働省に対して、一斉改選時期の見直しについて提出されているし、地区協議会において、民生委員から同様の意見が出されることが度々ある。市としても【支障事例】に記述の内容の改善につながるため、任期の始期を4月1日に改めることができる制度改正が必要である。

【解消策】

民生委員法第10条の規定により任期3年と、昭和28年法律第115号の改正附則第3項の規定により改正時の民生委員の任期の終期を昭和28年11月30日と定められているため、一斉改選が12月1日となっているが、地域の実情に応じて、この任期の始期又は終期を規定できるように条例委任する。

【効果】

民生委員のなり手不足の解消、民生委員児童委員地区協議会の補助金に関する事務手続の支援の軽減につながる。

根拠法令等

民生委員法第10条、昭和28年法律第115号の改正附則第3項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	94	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等における事務・権限の保健所設置市への移譲				
提案団体	新潟市				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等における事務・権限を保健所設置市へ移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

総合衛生管理製造過程については、現状では地方厚生局(以下、厚生局)が管轄しており、新規申請あるいは更新申請を行うためには、最寄りの厚生局(新潟市の場合は、さいたま市内の関東信越厚生局)を訪れる必要があり、事業者にとって大きな負担となっている。また、施設の監視指導については厚生局からの職員の派遣が年に数回と限られているため、より身近な保健所設置市に権限が移譲されることにより、効率的な監視指導を行うことができると考えられる。

現在のところ、新潟市内の承認施設は5施設であるが、今後は国からのガイドラインに基づいてHACCP導入が推進された場合、承認施設がさらに増える可能性がある。

権限移譲にあたり、以下の事項について御配慮いただけるようお願いしたい。

- ①申請に係る手数料条例を改正する必要があり、他都市の状況把握を含め、準備が整うまでに時間を要するため、十分な周知期間を設けていただきたい。
- ②承認の手続きについては、施設への監視・指導が伴い高度な知識を要する業務であるため、移譲する際には自治体職員を対象にした研修会を開催するなど、体制の整備をお願いしたい。
- ③移譲された後についても、厚生局等による技術的なバックアップ、相談受付体制をお願いしたい。

根拠法令等

食品衛生法第13条第1項、第13条第4項、第14条第1項、第28条第1項 等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	452	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等(海外施設の承認、総合衛生管理製造過程における例外承認を除く)の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

- ①現在地方厚生局で実施している総合衛生管理製造過程の承認等の事務の移譲を求める。
- ②現行の実施主体: 地方厚生局
移譲後の実施主体: 都道府県、保健所設置市及び特別区

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

総合衛生管理製造過程の承認等の事務は地方厚生局が所管する一方で、食品衛生法に基づく営業許可事務は自治体が所管しており、営業者からの相談等の窓口が複数となっている状況にあることから、権限移譲により、所管行政機関が一元化されることで、営業者の利便性が向上する。

移譲される場合には、自治体間の指導内容の差が生じないよう、国による審査基準に係るガイドライン等の技術的助言は不可欠であるとする。

また、権限の移譲により、審査に係る人材の育成、事務処理量の増加、施設への立入り頻度の増加などへの対応のため、職員の増員やこれらに伴う経費の増加などが想定される。

根拠法令等

食品衛生法第13条、第14条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	883	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定権限の移譲				
提案団体	広島市				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定は、現在、都道府県が行うこととされているが、当該基準の策定権限を政令指定都市に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例及び制度改正による効果】本市は県が定める施設基準に従って、飲食店営業等に関する許可を行っているが、その基準の斟酌や運用については、県が決定している。このため、都市部を抱え、新たな営業形態の出現も多々ある中で、迅速かつ適切な対応が困難な状況である。本市が、現行基準を緩和することを含め、本市独自の施設基準を策定できることとなれば、より本市の実情を考慮した基準の策定及びその斟酌や運用が可能となる。

・支障事例の一例

デパートの屋上等で、営業者が客席の一部で調理行為を行う場合、県が定める施設基準では隔壁を設けた調理場内で行わなければならないため、県と基準を緩和することについて協議したが、県の実情が得られず、当該行為を認めることができなかった。

【平成25年12月20日閣議決定の方向性と異なる提案を提出する理由】厚生労働省の回答では、「現行法により指定都市が処理することができる事務・権限」とされ、移譲が見送られている。地方自治法施行令第174条の34第2項では、県条例を基本として指定都市が付加する基準を策定することができることとされているが、今回本市が求めているのは、現行基準を緩和することも含めた、施設基準そのものを策定する権限である。なお、平成25年度に、県と施設基準の策定権限事務の移譲に関する検討を行ったが、①当該事務は都道府県が行うとした食品衛生法の趣旨から、都道府県レベルで制定し、県内統一的な基準を適用することが適当②業者が県内で複数の施設を営業する場合に、混乱を生じさせる可能性がある等の理由により難色を示されている。(詳細は別紙3を参照。)

根拠法令等

地方自治法施行令第174条の34
食品衛生法第51条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	349	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	指定検査機関(食鳥検査法の指定検査機関)の指定等の権限移譲				
提案団体	徳島県、京都府、和歌山県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

食鳥の指定検査機関の指定・監督の権限を都道府県に移譲する

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

食鳥検査は、都道府県知事もしくは厚生労働大臣が指定した指定検査機関が実施する。本県では、指定検査機関に検査を委託しており、監督上必要な命令は国が実施している。本権限の移譲により、知事が指定検査機関への命令を直接実施することが出来、食鳥肉等に起因する衛生上の危害が発生した場合などに迅速な対応が可能となる。

特に、食鳥検査の指定検査機関として、本県では獣医師会となっておりますが、地方公共団体の獣医師不足もあり、県との連携は益々強化する必要があること、また、食鳥検査は、都道府県の(特に本県のような農業県では)基幹産業である農畜産業の振興と大きくリンクするものであり、その点でも、都道府県全体の農政・産業振興を推進する都道府県において実施することが妥当である。

なお、「事務・権限の移譲等の見直し方針」(25年12月20日閣議決定)において「都道府県、保健所設置市及び特別区への移譲について検討を進める」とされておりますところ、その早期の具体化を求めるもの。

根拠法令等

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	453	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	食鳥検査法の指定検査機関の指定等の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

- ①現在地方厚生局で実施している食鳥検査法の指定検査機関の指定等の事務の移譲を求める。
- ②現行の実施主体: 地方厚生局
移譲後の実施主体: 都道府県、保健所設置市及び特別区

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

地域の状況をより把握している都道府県において事務を担うことで、指定だけでなく、立入や指導等の際にも迅速な対応が可能となると考える。

根拠法令等

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条から第35条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	521	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	婦人保護施設の設備・運営に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

施設長の資格要件を緩和し、県独自の基準を設定できるようにするため、省令で県が「従うべき基準」とされているところを、「参酌すべき基準」とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第150号)第1条により、施設長の資格要件については都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準」とされているため、一律で施設長の年齢や経験などを定めている。
施設長の要件を都道府県ごとに柔軟に設定できるよう、「参酌すべき基準」とすることにより、幅広い人材の中からより適切な人選を行うことができるため。

根拠法令等

社会福祉法第65条第2項
婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第9条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	553	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保護施設の設備及び運営に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

地域の実情に応じ設定することができるように緩和を図る

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

保護施設における職員及び員数や、居室の床面積等が一律の基準として定められているため、職員や面積の確保が難しい地域においては、設置が困難となっている。このため、規制緩和により、立地環境に応じた柔軟な対応を可能とすることで、面積要件が厳しい都市部においても、施設設置の促進が期待される。社会環境等の変化や地域の実情に応じて基準の見直しが必要となった場合に、国の基準を参酌基準とすることで、適切かつ柔軟な対応を可能となる。

根拠法令等

生活保護法第39条第2項
救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準第5条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	88	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	介護保険制度に係る要支援・要介護認定有効期間の弾力的運用及び緩和				
提案団体	田辺市				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

要支援・要介護認定有効期間について、介護認定審査会において12月間以上の認定有効期間の意見が付された場合、事務局(市)の裁量によりその前後3月間内で認定有効期間が設定できるよう希望します。また、要介護5の認定を受け、かつ、主治医意見書及び前回認定結果により、状態が改善する可能性が極めて低いと介護認定審査会で判断された場合については、認定有効期間を長期(無期限)とできるよう希望するものです。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

要支援及び要介護認定有効期間については、介護保険法(第28条及び第33条)に基づき、同施行規則(第38条第1項第2号、第41条第2項、第52条第1項第2号及び第55条第2項)において、市町村が認定審査会の意見に基づき3月間から24月間までの範囲で定める期間とされています。

現状、要支援・要介護認定者は増加してきている中、認定調査員及び介護認定審査会委員の確保が困難となっています。加えて、新規要支援・要介護認定申請月、区分変更申請月及び更新申請月が偏ってしまう傾向にあり、月当たりの業務量にかなりのばらつきが生じており、調査員、審査委員会委員への負担が増えるとともに、要支援・要介護認定の遅延の原因の一つとなっております。

この新規認定、区分変更及び更新に係る申請件数は、現在月平均で約420件ですが、月によって100件から150件程度の差がでており、また認定有効期間については認定審査会の意見に基づき決定しますが、ほとんどが6月間、12月間、24月間となっていることから次回更新月も偏ってしまう傾向となっております。

本提案を実施することにより、介護認定業務に係る負担軽減が図られるとともに、月当たりの業務量を平準化することができ、介護保険被保険者の不利益を防げるものと考えます。

根拠法令等

介護保険法第27条、第28条、第29条、第32条、第33条、第33条の2
介護保険法施行規則第38条第1項第2号、第41条2項、第52条第1項第2号、第55条第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	411	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	要介護認定「更新申請」における認定有効期間の延長				
提案団体	特別区長会				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

複数回、更新認定を受けている要介護認定者の以下状況に係る「更新申請」については、今後心身の状態に変化が見込まれない場合、認定有効期間を最長36か月間(3年間)まで延長すること

【延長を提案する状況】

- ・前回要介護→今回要介護
- ・前回要支援→今回要介護

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

新規申請や区分変更申請は有効期間が短いことにより、認定申請者の負担が大きくなっていったことから、直近3年間で、「新規申請」、「区分変更申請」の認定有効期間の延長が行われ、その結果、認定申請者の負担の軽減とともに、要介護認定事務の軽減にもつながっている。

今後は、年々増加する高齢者の状況から介護保険の給付を受ける人も増加が見込まれ、要介護認定申請の増大が避けられない状況である。心身の状態にあまり変化のない被保険者については、「更新申請」の結果が前回認定結果と同じになる方が一定程度いる。さらに、要介護度4・5の重度要介護認定者のうち80歳を超える高齢者は、「更新申請」を行っても、心身の状態に大きな変化が見込まれず、結果的に要介護度の変更がない確率が高い状況にある。現行の更新申請の有効期間では、心身の状態に変化が見込まれないにもかかわらず、要介護認定申請者とその家族に認定申請や認定調査、認定調査時の立会い等の負担だけを生じさせる結果となってしまう。

要介護認定の更新申請については、申請者等の負担軽減及び認定事務の効率化のため、認定有効期間を最長36か月間(3年間)に延長する必要がある。

また、更新勧奨時の問い合わせや認定調査実施の際に本人や家族から、認定申請や認定調査の回数(頻度)の軽減について、度々意見・要望が出されてる。

根拠法令等

介護保険法第28条第1項、介護保険法施行規則第38条第1項
介護保険法第33条第1項、介護保険法施行規則第52条第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	692	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	要介護認定の有効期間の延長				
提案団体	大阪府・京都府・兵庫県・徳島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

要介護認定の有効期間の更なる延長及び基準の簡素化を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状・支障事例】

介護サービスを利用するために必要となる要介護(要支援)認定には有効期間があり、有効期間を過ぎてなお、介護サービスを受けるためには、有効期間を更新することが必要である。団塊の世代が65歳を超え、今後、要介護(要支援)認定の申請件数が増加が見込まれている中で、現在の有効期間は、最長で2年であり、更新のための件数もますます増加することが予想される。

また、有効期間の基準としては、別添参考資料「現状の要介護(要支援)認定の有効期間について」のとおり、複雑多岐にわたっている。

【制度改正の必要性】

このため、認定事務を行う保険者の負担軽減のために、要介護認定の有効期間の更なる延長(原則の有効期間の延長、設定可能な有効期間の期間延長。なお、延長期間を何月にするかは、その根拠とともに別途検討が必要)及び、更新申請については①～④の種別に関わらず、有効期間を統一するなど基準の簡素化を求める。

【懸念の解消策】

なお、有効期間の延長は、介護報酬増加となるのではという懸念があるが、状態が変われば、区分変更申請が可能であり、また、長期に高い介護度で推移し今後も改善が見込まれない高齢者(例えば、寝たきりなど)に対しては、更新の認定を行うことで、本人の負担や保険者の負担が生じているため、設定可能な有効期間を延長することで、事務負担の軽減が図れるものとする。

根拠法令等

介護保険法施行規則第38条、第41条、52条、55条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	118	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	小規模多機能型居宅介護事業所での障害者受入基準(登録定員)を定める条例に係る基準の緩和				
提案団体	静岡県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者総合支援法の基準該当生活介護事業所・基準該当短期入所事業所として利用する際の登録定員については、介護保険法第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定める基準に従い市町村条例で定めることとされている。合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて必要な内容を各市町村条例で定めることができるようにするため、当該「従うべき基準」を「参酌基準」又は「標準」に改めることを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案の背景】

介護保険制度の定着に伴い、高齢者介護サービスの基盤整備が進む一方で、障害福祉サービスが身近にない、または施設まで通うことが困難な場合があるなどの課題も生じている。平成26年3月現在、本県においては、支給決定を受けたが、障害サービスを受けていない障害者が、生活介護は142人、短期入所は4,557人いる状況である。障害のある方が住みなれた地域でサービスを受けられるようにするためには、高齢者施設での障害のある方の受入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基準該当制度を活用可能な事業所は、平成22年度に0箇所であったものが、現在15箇所と増加し、今後も増えていくことが見込まれている。

【制度改正の必要性】

介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法の基準該当生活介護・基準該当短期入所を受け入れる場合、その登録定員は、高齢者、障害者あわせて25人以下とされている。一方で、現行の報酬体系では、障害者の登録が1人増えるごとに高齢者1人分の包括報酬が減額され、事業所としては経営面でマイナスとなることから、障害者の受入が進まない状況にある。障害者を受け入れる場合に登録定員を増やすことを可能とすることにより、事業所の経営の安定を保ちつつ、障害者の受入を促進することができる。

【懸念への対応】

登録定員を増やすことにより、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が難しくなる可能性が考えられるが、29人以下の定員である地域密着型介護老人福祉施設においても「小規模」の特色を活かしたケアが行われている。増やす定員数を3人以下(登録定員を28人以下)とすることで、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が可能であると考えられる。

根拠法令等

介護保険法第78条の4第3項
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第1条第3号、第66条第1項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第1条第9号、第94条の2第1号

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	119	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	小規模多機能型居宅介護事業所での障害者受入基準(通所利用定員)を定める条例に係る基準の緩和				
提案団体	静岡県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者総合支援法の基準該当生活介護事業所・基準該当短期入所事業所として利用する際の通所利用定員については、介護保険法第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定める基準に従い市町村条例で定めることとされている。合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて必要な内容を各市町村条例で定めることができるようにするため、当該「従うべき基準」を「参酌基準」又は「標準」に改めることを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案の背景】

介護保険制度の定着に伴い、高齢者介護サービスの基盤整備が進む一方で、障害福祉サービスが身近にない、または施設まで通うことが困難な場合があるなどの課題も生じている。平成26年3月現在、本県においては、支給決定を受けたが障害サービスを受けていない障害者が、生活介護は142人、短期入所は4,557人いる状況である。障害のある方が住みなれた地域でサービスを受けられるようにするためには、高齢者施設での障害のある方の受入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基準該当制度を活用可能な事業所は、平成22年度に0箇所であったものが、現在15箇所と増加し、今後も増えていくことが見込まれている。

【制度改正の必要性】

介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法に基づく基準該当生活介護・基準該当短期入所を受け入れる場合、その通いの利用定員は高齢者、障害者あわせて15人以下とされているが、現状では、高齢者の通いの利用者は定員に対して飽和状態のため、障害者の受入が不可能となっているケースも多い。障害者を受け入れる場合には、通所利用定員を増やすことを可能とすることにより、障害者の受け入れを促進することができる。

【懸念への対応】

通所利用定員を増やすことによる介護の質の低下が懸念されるが、介護保険法に基づく人員基準は遵守されるため介護の質の低下は防ぐことができる。

また、増やす定員数を3人以下(通所利用定員を18人以下)とすることで、影響を最小限にすることができる。

根拠法令等

介護保険法第78条の4第3項

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第1条第3号、第66条第2項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第1条第4号、第94条の2第2号

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	690	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)の普及に向けた基準の緩和				
提案団体	大阪府・兵庫県・和歌山県・鳥取県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するために有効な介護サービスである小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)を普及させるため、人員、運営等の基準を緩和する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状・支障事例】

「小規模多機能型居宅介護」は、「通い」「訪問」「泊まり」を柔軟に組み合わせて、利用者の在宅生活の継続を支援するものであり、今後、増加が予想される認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するために有効な、市町村が指定する介護サービスである。また、地域包括ケアシステムにおいても、中核的な役割を担っていくことが可能と考えられている。

しかし、大阪府内市町村における当該サービスは、地域包括ケアシステムの圏域である中学校区(464校区)と比較し176事業者と普及が進んでいない状況である。

これは、サービスの利用に介護支援専門員(ケアマネジャー)を変更する必要があることや、少ない登録定員や利用定員などの基準が、地域の利用者ニーズや事業者の採算性などの課題となり、事業者参入の障壁となっているためである。

【制度改正の必要性】

このため、「小規模多機能型居宅介護」が普及できるよう、通いサービスの利用定員数の上限の引き上げや、介護支援専門員との契約を利用者選択とするなど、厚生労働省令(平成18年3月14日厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」。)の基準の緩和を求める。

根拠法令等

平成18年3月14日厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第66条第2項第1号、同項第2号、第74条第1項
介護保険法第78条の4第5項(関連)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	276	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	高齢者に対する定期巡回・随時対応サービスにおける人員基準の緩和				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

看護職員に係る人員基準について、利用者数に応じた段階制にするなど緩和すること。この場合、サービスの質を確保するため、基準を下回ったときの減算措置等を講じること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けていくためには、医療や介護、生活支援などのサービスを切れ目なく提供していく体制を整備していく必要がある。

定期巡回・随時対応サービスは、地域包括ケアシステムを構築する上で中核を担うサービスであり、本県では、このサービスがすべての市町村で提供されるよう普及促進に努めている。

定期巡回・随時対応サービスは、二つの形態(一体型事業所、連携型事業所)で提供されているサービスであり、現在、18事業者が25市町でサービスを提供しているが、普及率はまだ4割と低い。

その要因として、一体型事業所は、訪問看護の利用がなくても人材確保が困難な看護職員を常勤換算2.5以上配置しなければならず、これが収益を圧迫することから参入をためらうということが挙げられる。

また、連携型で事業を実施しようとする事業所は、連携先となる指定訪問看護事業所が受け取る介護報酬額が低いために連携先の確保が困難となっており、参入できないということが挙げられる。

【懸念の対応策等】

普及を促進するためには、一体型事業所の看護職員に係る人員基準について、基準を下回ったときの報酬減額を担保に利用者数に応じた段階制とすること及び連携先となる既存の指定訪問看護事業所が受け取る介護報酬額を引き上げて連携型事業所が連携先を確保しやすくすることが必要である。

根拠法令等

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の4第1項
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表3訪問看護費ハ

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	527	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

人員配置、居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。

人員配置及び入所者の適切な処遇等の運営について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

老人福祉法第17条第2項
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	528	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	基準該当居宅サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求める。
利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。
人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

介護保険法第42条第2項
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第40条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	529	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	基準該当介護予防サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求める。
利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。
人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

介護保険法第54条第2項
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第58条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	530	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定居宅サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求める。
利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。
人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

介護保険法第74条第3項
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	531	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定介護予防サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求める。
利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都市部においては、施設整備に必要なまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。
人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

介護保険法第115条の4第3項
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第5条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	532	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定介護老人福祉施設が有する従業者の員数に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、指定介護老人福祉施設に従事する従業者及びその員数に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、この基準を満たせる指定介護老人福祉施設が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった入所者の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなることが想定される。

また、様々な状況を抱える入所者の立場に立った支援の提供において、指定介護老人福祉施設の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の実情に応じた柔軟な対応が困難となっている。

この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、指定介護老人福祉施設を利用する入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう施策を図ることができる。

このため、人員配置について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

介護保険法第88条第3項
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	533	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。
入所者の適切な処遇等の運営について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

介護保険法第88条第3項
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第3条第1項第1号口等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	534	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	介護老人保健施設が有する従業者の員数に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、介護老人保健施設に従事する従業者及びその員数に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、この基準を満たせる介護老人保健施設が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった入所者の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなることが想定される。

また、様々な状況を抱える入所者の立場に立った支援の提供において、介護老人保健施設の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の実情に応じた柔軟な対応が困難となっている。

この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、介護老人保健施設を利用する入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう施策を図ることができる。

このため、人員配置について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

介護保険法第97条第2項、第4項
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第2条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	535	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

入所者の適切な処遇等の運営について、今後、高齢化社会が更に進むことから、入所者の処遇を確保しつつも、施設そのものに対する更なる需要増加は必須であり、全国一律の基準が足かせとなり、需要に応えられなくなることが危惧される。そこで、地域の特性を重視した施設運営を図るため、「従うべき基準」から「参酌基準」とすることで、利用者からの様々なニーズに対して、より身近な地方自治体が適切かつ柔軟に対応出来るようにする必要がある。

根拠法令等

介護保険法第97条第1項、第4項
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第5条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	536	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定介護療養型医療施設が有する従業員の員数に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

人員配置について、今後、高齢化社会が更に進むことから、施設そのものに対する要介護者からの需要増加は必須であり、全国一律の基準が足かせとなり、需要に応えられなくなることが危惧される。そこで、地域の特性を重視した人員配置を図るため、「従うべき基準」から「参酌基準」とすることで、利用者からの様々なニーズに対して、より身近な地方自治体が適切かつ柔軟に対応出来るようにする必要がある。

根拠法令等

旧介護保険法110条第3項
旧指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準第2条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	537	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、今後、高齢化社会が更に進むことから、施設そのものに対する要介護者からの需要増加は必須であり、全国一律の基準が足かせとなり、需要に応えられなくなることが危惧される。

そこで、地域の特性を重視した人員配置を図るため、「従うべき基準」から「参酌基準」とすることで、利用者からの様々なニーズに対して、より身近な地方自治体が適切かつ柔軟に対応出来るようにする必要がある。

根拠法令等

旧介護保険法110条第3項
旧指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準第3条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	555	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定居宅サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定居宅サービス事業の申請者を、「従うべき基準」により法人格を有する者に限定することは、事業者の拡大の検討に支障がある。
今後の指定居宅サービスの需要を賄う手段として、地域の実情に応じた事業者の拡大を図るためには、法人格の無い事業者の参入も検討できるようにする必要がある。

根拠法令等

介護保険法第70条第3項
介護保険法施行規則第126条の4の2

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	556	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定介護予防サービス事業の申請者を、「従うべき基準」により法人格を有する者に限定することは、事業者の拡大の検討に支障がある。
今後の指定介護予防サービスの需要を賄う手段として、地域の実情に応じた事業者の拡大を図るためには、法人格の無い事業者の参入も検討できるようにする必要がある。

根拠法令等

介護保険法第115条の2第3項
介護保険法施行規則第140条の17の2

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	557	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

指定対象となる施設及びその入所定員に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、撤廃するなど規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定介護老人福祉施設として指定対象となる施設及び入所定員を、「従うべき基準」により限定することは、施設の拡充の検討に支障がある。
今後の指定介護老人福祉施設の需要を賄う手段として、地域の実情に応じた施設の拡充を図るためには、基準の緩和も検討できるようにする必要がある。

根拠法令等

介護保険法第86条第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	559	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定居宅介護支援事業者が有する従業者の員数に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定居宅介護支援事業者が有する従業者の員数を、「従うべき基準」により限定することは、地域の実情に応じた適切な職員配置基準の検討に支障がある。
今後の指定居宅介護支援における地域の実情に応じた適切な職員配置を図るためには、基準以外の方法によることも検討できるようにする必要がある。

根拠法令等

介護保険法第81条第3項
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第2条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	560	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定居宅介護支援事業者の支援の事業の運営に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

一部基準が「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定居宅介護支援事業者の支援の事業の運営に関する基準を、「従うべき基準」により限定することは、地域の実情に応じた適切な事業運営基準の検討に支障がある。
今後の指定居宅介護支援における地域の実情に応じた適切な事業運営を図るためには、基準以外の方法によることも検討できるようにする必要がある。

根拠法令等

介護保険法第81条第3項
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第4条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	561	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

現行規定では、申請者が法人格を有しない場合、居宅介護支援事業の指定ができないため、事業を実施する能力はあるが法人格のない団体への指定ができず、県が実施する高齢者福祉事業の推進に支障を来している。

【地域の実情を踏まえた必要性】

本県では居宅介護支援事業者が不足しているが、規制を緩和することによって、今後高齢者が増加が想定される本県において、地域の実情に応じた居宅介護支援事業を展開することが可能となり、高齢者福祉に資する。

根拠法令等

介護保険法第79条第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	562	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	基準該当居宅介護支援の従業者及び運営に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

現行規定では、居宅介護支援の従業者及び運営について、介護保険法第47条第1項に基づく「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」で詳細に定められているため、事業を実施する能力はあるが、個別の基準を満たさない団体が除外されており、県が実施する高齢者福祉事業の推進に支障を来している。

【地域の実情を踏まえた必要性】

本県では居宅介護支援事業者が不足しているが、規制を緩和することによって、今後高齢者が増加が想定される本県において、地域の実情に応じた居宅介護支援事業を展開することが可能となり、高齢者保健福祉に資する。

根拠法令等

介護保険法第47条第1項
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第30条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	554	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	社会福祉施設の設備及び運営に関する基準(軽費老人ホームに係る部分)の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。
人員配置及び利用者の処遇等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

社会福祉法第65条第2項
老人福祉法20条の6
軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	795	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)及び介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準の「従うべき基準」の見直し				
提案団体	兵庫県【共同提案】和歌山県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設備及び人員配置基準について、全国一律で「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で「参酌すべき基準」に見直すこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【本県の状況】

特別養護老人ホームの場合、現在は要介護1以上の高齢者が入所可能であるが、入所者の平均要介護度が4を超えているため、職員配置基準(利用者:職員=3:1)を超えた人員配置を行っている(従来型2.19、ユニット型1.60)。

【支障事例】

平成27年度から特別養護老人ホームへの入所要件が原則要介護3以上となるため、平均要介護度は更に高くなると見込まれ、職員も今以上の人員配置を行わなければ運営は困難となる。また、退所率は現在の約22%から30%程度まで上昇する見込みである。

2025年を見据えると、今後高齢化率が安定化すると予想される(65歳以上人口増加率が比較的低い)ものの施設整備が量的に進んでいる県と、今後急速な高齢化が予想(65歳以上人口増加率が比較的高い)されながら施設整備が進んでいない都府県において、退所率の増加に伴う特養の利用状況が異なる(空室の増加等)ことが予測される。

【制度改正の必要性】

利用状況に応じた人員配置を行わないと運営が成り立たない施設も生じると考えられるため、全国一律の配置基準ではなく、都道府県の実情に応じた対応ができるよう参酌標準(要介護度の割合別や規模別の人員配置基準を段階別に設定)が必要である。

必要な設備や人員配置については、全国一律で「従うべき基準」とされている、各都道府県がそれぞれ利用実態を踏まえた基準を定めるとともに、当該基準に連動した介護報酬が確保されることにより、住み慣れた地域で安定したサービスの提供が可能となる。

【改正による効果】

全国一律の人員配置基準から施設の利用実態を踏まえた基準(要介護度の割合別、規模別等)に見直すことにより、充実した人員配置が確保できることから、利用者の立場に立ったケアが可能となる。

ケアに応じた介護報酬の適切な評価に繋がり、職員の給与改善にも資する。

根拠法令等

介護保険法第88条の3

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項第3号イ
指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	449	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定医療機関等の指定等・「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

各都道府県が従前から指定を行っている医療機関等と合わせ、国開設病院等の指定事務についても、都道府県で一括して行うことが効率的であるため提案する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

生活保護法に規定する指定医療機関の指定は、国が行うものの、医療費公費負担の実務は県で担っているため、当該権限についても、県の権限として支障がない。

根拠法令等

生活保護法第49条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	586	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	地方社会福祉審議会必置規定の廃止				
提案団体	京都府・大阪府・兵庫県・徳島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

社会福祉法第7条の地方社会福祉審議会必置規定を廃止し、民生、障害、児童福祉などの分野ごとの個別法に位置づけなおす。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

社会福祉に関しては民生、障害、児童福祉、高齢者など個別分野ごとに重要な懸案事項が数多くあり、それぞれ社会福祉審議会の専門分科会等の協議の場が存在している。

地方社会福祉審議会は法定必置となっているが、大括りの「社会福祉に関する事項」を幅広い見識を持つ委員が集まり協議する場では、実質的な審議を行うのが難しい一方で、多くの委員を委嘱する必要があるため、事務が煩雑である。

【制度改正の効果】

実質的な審議が形骸化している地方社会福祉審議会の必置規定を廃止し、個別法に位置づけなおすことで、地方社会福祉審議会本体の運営事務(委員委嘱、開催等)の軽減につながるとともに、地方の実情や社会福祉分野の現状に即した運営が可能となる。

根拠法令等

社会福祉法第7条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	654	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	民生委員委嘱に係る委嘱権限の都道府県への移譲				
提案団体	福島市				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

民生委員委嘱に係る委嘱権限の都道府県への移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

民生委員法第3条において、民生委員を市町村の区域に置くこととなっており、同法第5条で都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が民生委員を委嘱すると規定されている。

都道府県知事の推薦の前に、市町村で民生委員推薦会を開催し候補者の推薦を行うことになっているが、市町村の候補者推薦以降、委嘱状の送付までに2ヶ月、場合によってはそれ以上要することがある。

このため、民生委員に欠員が生じた場合、地区民生委員で組織する民生委員協議会では、欠員委員の分を他の民生委員がカバーしている状況にある。

【制度改正の必要性】

上記のとおり委嘱までの期間が2ヶ月以上要している現状は、地区民生委員協議会の職務遂行に多大なる影響がある。

よって、委嘱権限を厚生労働省から都道府県へ移譲すれば、委嘱までの期間が短縮され、地域の実情に応じた民生委員活動を早期に開始できるとともに、地区民生委員協議会の職務遂行にかかる負担軽減となると考えられる。”

根拠法令等

民生委員法第5条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 検討要請項目

管理番号	526	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

児童福祉施設に配置する従業者及びその員数、居室及び病室の床面積等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、各施設とも専従要件を満たせない、面積基準を十分に満たせず量的なサービスの提供ができないといった、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが想定される。

当該施設の専従要件や面積基準における「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は地域が抱える課題やニーズに応じた対応を柔軟に行うことができ、児童福祉施設が常に利用者の立場に立った支援の提供に努めることが可能になると考える。

地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。

根拠法令等

児童福祉法第45条第2項
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準